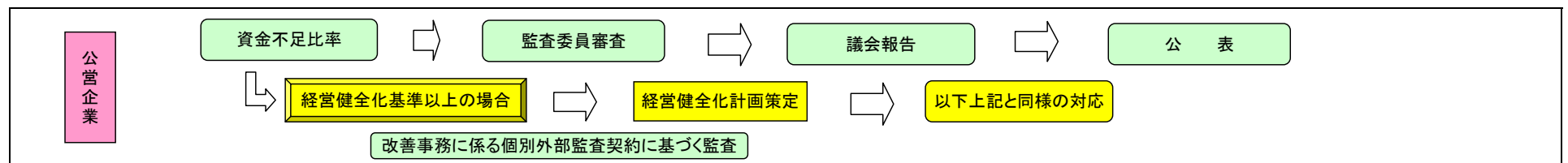
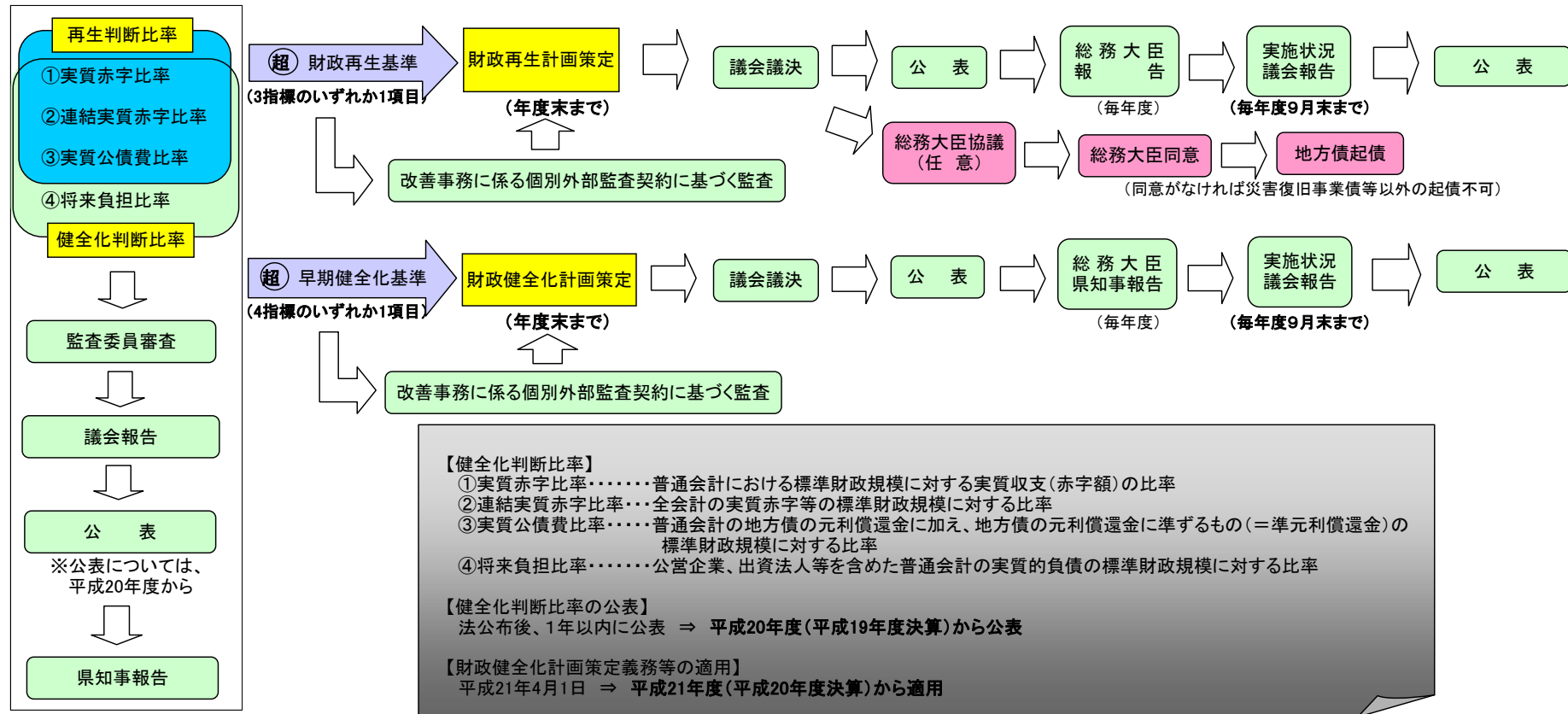


令和5年度決算に基づく
健全化判断比率について

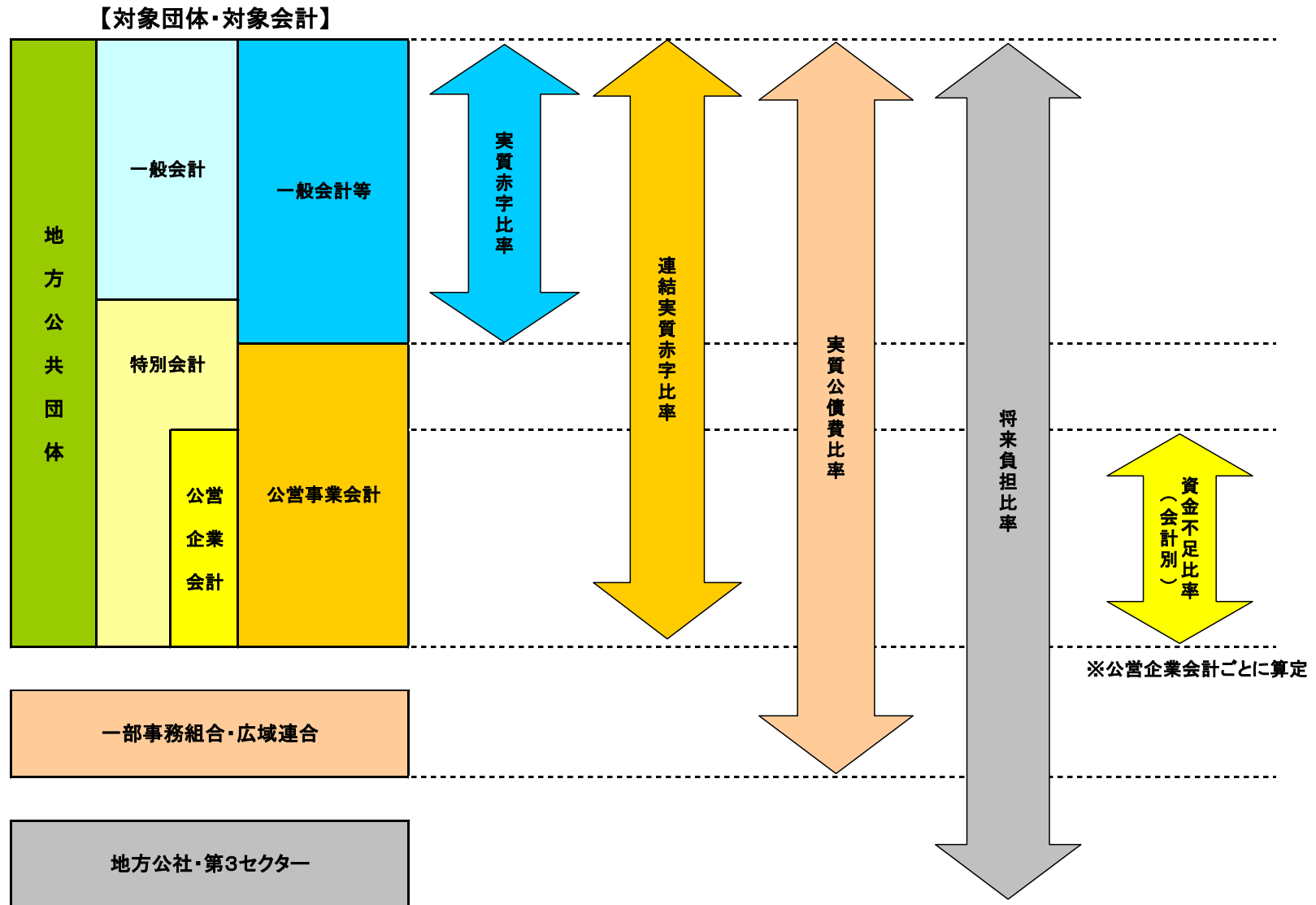
安曇野市総務部財政課

I 財政健全化法の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律概要フロー



健全化判断指標・再生判断指標と対応する会計等の対比イメージ図



○安曇野市の該当会計等

安曇野市	一般会計 (1)		一般会計等 (1)	一般会計
	特別会計 (7)		公営事業会計 (7)	国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計
		公 営 企 業 会 計 (4)		水道事業会計 下水道事業会計 産業団地造成事業特別会計 有明荘特別会計
一部事務組合・広域連合 (11)				長野県市町村総合事務組合 長野県後期高齢者医療広域連合 松本広域連合 安曇野・松本行政事務組合 穂高広域施設組合 松塩安筑老人福祉施設組合 安曇野松筑広域環境施設組合 長野県市町村自治振興組合 安曇野市・松本市山林組合 松塩筑木曽老人福祉施設組合 長野県地方税滞納整理機構
地方公社・第3セクター (1)				安曇野市土地開発公社

早期健全化基準・財政再生基準の計算式とその内容など

【 計 算 式 】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \text{〔繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）〕}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額を含む

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰延べた額
- ・事業繰越額＝実質的歳入不足のため、事業を繰り越した額

※早期健全化基準は
令和5年度の安曇
野市 標準財政規
模に程づく比率

健全化 基 準	再生基準
11.94 %	20%

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad \text{〔（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）〕}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・イ＝一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ・ロ＝公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ・ハ＝一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ・ニ＝公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

健全化 基 準	再生基準
16.94 %	30%

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模 － 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \quad \text{の3カ年平均}$$

※準元利償還金＝イ満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
ロ一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ一時借入金の利子

健全化 基 準	再生基準
25%	35%

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

※将来負担額＝イ一般会計等の当該年度の前年度における地方債現在高
ロ債務負担行為に基づく支出予定額
ハ一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
ニ当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担行為等見込額
ホ退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
ヘ地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
ト連結実質赤字額
チ一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計負担見込額

※特定財源＝国や県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等

健全化 基 準	再生基準
350%	

公営企業の経営健全化基準について

【 計 算 式 】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金不足額は、連結実質赤字比率の算定の「ロ」(公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額)と同様

健全化基準	再生基準
20.0%	

【 資金不足額 】

『法適用企業』の資金不足額 = [流動負債充用額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産]
- 解消可能資金不足額(計画赤字額)

『法非適用企業』の資金不足額 = [繰上充用額 + 支払繰延・事業繰越 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高]
- 解消可能資金不足額(計画赤字額)

【 事業の規模 】

『法適用企業』の事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

『法適用企業・宅地造成事業』の事業の規模 = 資本 + 負債 ※「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模を示す資本及び負債の合計額)

『法非適用企業』の事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
※営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額が零となる場合には、営業収益の額に代えて経常収益の額を用いる

『法非適用企業・宅地造成事業』の事業の規模 = 一時借入金 + 地方債残高 + 他会計借入金

【解消可能資金不足額(計画赤字額)】

公営企業については、その事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事由が考えられるため、これを将来解消が見込まれる解消可能資金不足額(計画赤字額)とし、資金不足比率の算定において、この額を控除して取り扱うこととしている。

$$\text{解消可能資金不足額} = \text{①} + \text{②}$$

①下記のいずれかの方式により算出した額

イ 累積償還・償却差額算定方式 減価償却費を上回って元金償還費が発生することによる差額(ただし、企業債元金償還金への一般会計繰入相当額は除外する。)

ロ 減価償却前経常利益等による 解消可能流動負債額(下記算式による)

耐用年数以内負債償還可能額 算定方式 (1) **法適用企業** $\frac{\text{流動負債}}{\text{負債の額+借入資本の額}} \times (\text{経常利益の額+減価償却費}) \times \text{残存耐用年数相当年数}$

(2) **法非適用企業** $\frac{\text{事業繰越額+支払繰延額}}{\text{事業繰越額+支払繰延額+地方債現在高}} \times \{(\text{営業収益+営業外収益}) - (\text{営業費用+営業外費用})\} \times \text{残存耐用年数相当年数}$

ハ 個別計画策定方式 地方公共団体において経営計画を策定して供用開始後15年以内に減価償却前経常利益が見込まれる公営企業について、経営計画上の資金不足額を解消可能資金不足額とする。

ハ-2 基礎控除額算定方式 過去の実例等から将来解消が見込まれるものとして基礎控除額を設定(具体例⇒累積償還償却差額+未利用施設利払い累計額)

②建設改良費等以外の経費に係る地方債

(経常利益がある法適用企業が起した地方債、または法令の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得て起した地方債)

2 健全化判断比率

令和5年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.3	—
(11.94)	(16.94)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 早期健全化基準は括弧内に記載。

【① 実質赤字比率】

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。つまり、実質収支比率と同じ捉え方をした指標です。ただし、赤字部分を対象としますので、実質収支額が黒字であれば、「—」で表示し、赤字であれば、その額を標準財政規模で除して、その比率を算出します。

財政再生基準は「地方財政再建特別措置法」の再建団体該当要件の実質赤字比率 **20%** を引き継ぎ、同じ値とされました。

早期健全化基準※「地方債の許可制度移行要件の実質赤字比率」と上記財政再生基準の実質赤字比率の**中間値**とされました。

「地方債の許可制度移行要件の実質赤字比率」は、標準財政規模によって 10% から 2.5% の範囲で自治体毎に算定されますが、安曇野市の比率は **3.88%** です。

安曇野市の早期健全化基準については、11.94% になります。(下記の算式参照)

先のフロー図で示しているとおおり、この比率を超えると「財政健全化計画」を策定しなければなりません。

$$\text{早期健全化基準} : (3.88\% + 20.0\%) \div 2 = 11.94\%$$

※地方債の許可制度移行要件については、後述

※早期健全化基準については、算定表を後頁に掲載

【実質赤字比率の特徴】

令和5年度決算においては、一般会計の実質収支は黒字となり、実質赤字比率は「—」となりました。

この実質赤字比率は、その値が算出されること自体が自治体にとって憂慮されるものですが、安曇野市は算定されませんでした。

なお、参考までに黒字額を標準財政規模で除して、黒字額の比率として算出すると「3.93%」となります。(令和4年度は 4.89%)

【② 連結実質赤字比率】

公立病院や下水道などの公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。ただし、赤字が生じている会計の赤字額と黒字が生じている会計の黒字額を相殺して算出します。

実質赤字比率と同様、全会計の集計の結果、黒字であれば、「－」で表示し、赤字となれば、その額を標準財政規模で除して、その比率を算定します。

「連結」という用語が用いられていますが、地方公共団体の全会計を網羅して算定するものと捉えられます。

早期健全化基準は、公営企業分の経営健全化等を踏まえ、実質赤字比率の**基準値に5%を上乗せする値**とされ、財政再生基準は同じ考え方にに基づき10%を上乗せした**30%**が基準値とされています。

【連結実質赤字比率の特徴】

令和5年度決算は、全ての会計において赤字はなかったため、連結実質赤字比率は「－」となります。

実質赤字比率と同様に、この比率も算出されること自体が自治体にとって憂慮されるものです。

なお、参考までに黒字額を標準財政規模で除して、黒字額の比率として算出すると「18.44%」となります。(令和4年度は18.61%)

会 計 名		実質収支額(千円)
一般会計等	一般会計	1,075,824
	小 計	1,075,824
	標準財政規模	27,354,852
	実質赤字比率(%)	-3.93
計一 特別の 一般会 計うち 公営以 外の企 業の特 別会計	国民健康保険特別会計	56,223
	介護保険特別会計	290,472
	後期高齢者医療特別会計	33,663

会 計 名			資金不足・剰余額(千円)
法適用企業	宅造事業以外	水道事業会計	2,486,212
		下水道事業会計	1,103,029
法非適用企業	宅造事業以外	有明荘特別会計	5
	宅造事業	産業団地造成事業特別会計	60
合 計			5,045,488
標準財政規模			27,354,852
連結実質赤字比率(%)			-18.44

【実質赤字比率と連結実質赤字比率の財政健全化基準の算定】

財政健全化法に基づく早期健全化基準等算定表（令和5年度安曇野市）

（早期健全化基準の根拠となる従前の制度）

（千円）

○地方債の許可制度移行要件に該当する実質赤字比率の算定

$$\text{実質赤字比率 } 3.88\% = \frac{(*\text{標準財政規模} + 1,000 \text{ 億円}) \times 1/120}{\text{標準財政規模}} \Rightarrow \text{実質赤字額 } 1,061,290$$

標準財政規模
27,354,852

●標準財政規模

標準税収入	15,707,085
交付税	11,448,455
臨時財政対策債	199,312
計	27,354,852

○地方財政再生特別措置法による財政再生基準

$$\text{実質赤字比率 } 20\% = \frac{\text{実質赤字額 } 5,470,970}{\text{標準財政規模 } 27,354,852}$$



（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

（千円）

○財政健全化法に基づく実質赤字比率に係る早期健全化基準の算定

$$\text{早期健全化基準} \Rightarrow \text{実質赤字額 } 3,266,130$$

$$\text{実質赤字比率 } 11.94\% = \frac{(\text{財政再生基準赤字額 } 5,470,970 + \text{地方債許可基準赤字額 } 1,061,290) \div 2}{\text{標準財政規模 } 27,354,852}$$

財政再生基準
20%

○財政健全化法に基づく連結実質赤字比率に係る早期健全化基準の算定

$$\text{早期健全化基準} \Rightarrow \text{実質赤字額 } 1,367,743$$

$$\text{連結実質赤字比率 } 16.94\% = \frac{(\text{財政再生基準赤字額 } 5,470,970 + \text{地方債許可基準赤字額 } 1,061,290) \div 2 + \text{公営企業分赤字額 (標準財政規模の5\%)}}{\text{標準財政規模 } 27,354,852}$$

財政再生基準
30%

【③ 実質公債費比率】

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表します。

早期健全化基準、財政再建基準については、現行の地方債協議・許可制度に則り、**25%**が早期健全化基準とされ、**35%**が財政再生基準とされました。

地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体の自主性を高める観点から、平成18年度地方財政法の改正施行により、地方債の発行に関し、『許可制』から『協議制』に移行されました。この協議制下においては、「地方債同意等基準」（総務省告示）に適合すれば、地方債の発行が原則、可能となります。また、許可制度下では発行を制限する指標として「起債制限比率」が用いられてきましたが、協議制の元では、これに代わるものとして「実質公債費比率」が導入されました。

起債制限比率は、「標準財政規模」に占める「地方債の元利償還金」の割合を見るものですが、実質公債費比率では、地方債の元利償還金に加え、「地方債の元利償還金に準ずるもの（＝準元利償還金）」が「標準財政規模」に占める割合に拡大され、財政構造の弾力性を判断する上で、実態により近いものに変更されました。なお、地方債の発行は地方公共団体の『自主性』が原則となりましたが、この「実質公債費比率」を一つの要素として、次のような例外措置が設けられ、下記の該当団体については、『許可制度』が継続されます。

①元利償還金の払込に遅滞のある団体

②元利償還費が一定の水準以上となった団体

＝実質公債費比率が18%以上となる団体

③決算（実質）収支の赤字が一定水準以上となった団体

＝実質赤字額が標準財政規模に占む、2.5%から10%の間で政令において段階的に設定される額以上となる団体

標準財政規模	実質赤字額	比率
500億円以上	標準財政規模の額の1/40	2.5%
200億円以上 500億円未満	標準財政規模の額に1,000億円を加えた額の1/120	2.5%～5%
50億円以上 200億円未満	標準財政規模の額に100億円を加えた額の1/30	5%～10%
50億円未満	標準財政規模の額の1/10	10%

※ R5年度安曇野市＝（標準財政規模273億5,485万2千円+1,000億円）×1/120＝10億6,129万円

元利償還金

＋元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）

－元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源

－地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

実質公債費比率＝

×100

標準財政規模

－地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

※ 3ヵ年平均

◎許可基準

実質公債費比率が18%以上であることによって許可団体となった地方公共団体は、実質公債費比率の適正化を図るための計画（＝公債費負担適正化計画）を策定しなければなりません。さらにこの計画の内容、実施状況等によっては、地方債の許可に制限が加えられる場合があります。

この基準は次のとおりです。

① 実質公債費比率が25%未満の団体

公債費負担適正化計画が着実に進められていれば、「地方債同意基準」と同様の内容の許可基準により、発行が許可されます。

② 実質公債費比率が25%以上の団体

イ 実質公債費比率が25%以上35%未満の団体は、一般単独事業（一般事業、地域活性化事業、地域再生事業に限る）、及び公共用地先行取得等事業の許可が制限されます。

ロ 実質公債費比率が35%以上の団体は、「イ」のほか、一般公共事業、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業（臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業、臨時高等学校整備事業に限る）、首都圏等整備事業、公営企業債のうち普通会計に属する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債の許可が制限されます。

【関連用語】・・・準元利償還金

地方財政法施行令に定める準元利償還金は、次のものを言います。

- ① 満期一括償還地方債に係る年度割相当額
- ② 公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金
- ③ 一部組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給等）

【実質公債費比率の特徴】

1. 算定結果

- ①算定結果（令和３年度、令和４年度、令和５年度の３ヵ年平均）は、8.3%となり、早期健全化基準（25%）及び起債の許可制移行基準（18%）を下回りました。
- ② 各単年度の比率は令和３年度 7.7%、令和４年度 8.9%、令和５年度 8.4%となります。（小数点第２位の処理は、単年度が四捨五入、３ヵ年平均は切り捨て）

2. 令和４年度と令和５年度の単年度における主な算定数値の増減額

①分子となる算定数値

令和４年度に比べ令和５年度の元利償還金は５億 294 万 5 千円減額、準元利償還金は 1,057 万 8 千円減額となり、元利償還金との合計で 4 億 8,781 万 7 千円減額となりました。また、元利償還金及び準元利償還金等、公債費負担となる合計から、特定財源及び交付税算入分を引いた後の実負担額については 4,898 万 2 千円減額となりました。

②分母となる算定数値

令和４年度に比べ令和５年度の標準税収入額は 7 億 8,327 万 7 千円増額、普通交付税は 3 億 9,704 万 9 千円減額、臨時財政対策債発行可能額は 2 億 7,168 万 8 千円減額で、結果、標準財政規模が 1 億 1,454 万円増額となりました。標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に対する交付税算入分を引いた後の金額は 225 億 8,010 万 4 千円となり、昨年度より 5 億 5,822 万 7 千円増額となりました。

※上記①②の結果、分子となる算定数値が 4,898 万 2 千円減額となり、分母となる算定数値は 5 億 5,822 万 7 千円増額となりました。結果、令和５年度の単年度における実質公債費比率は前年度比 0.5 ポイント減となりました。３ヵ年平均である実質公債費比率については 0.2 ポイント増となりました。

3. 現状と課題

令和５年度の元利償還金のうち、実質的にその全額が交付税措置される臨時財政対策債を除く金額は 34 億 6,045 万 1 千円です。このうち交付税措置率の高い地方債である合併特例債（交付税算入 70%）は 25 億 749 万 4 千円であり、臨時財政対策債を除く金額の 72.46%を占めています。旧町村で借入れた地方債の償還が終了する一方、合併以降に借入れた地方債の元利償還金が増加していることが要因です。

しかし、合併特例債の発行は令和７年度で終了することから、将来的には地方債発行に対する交付税算入率の減少が予想されます。

このことから、今後も借入額を平準化し、償還額の急増を避けるとともに、より交付税措置率の高い地方債を活用する取り組みが必要です。

【④ 将来負担比率】

将来負担比率は、地方公共団体の借入金（地方債残高）など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に応じて表したものです。数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

この将来負担比率は、公営企業会計を含む地方公共団体の全会計、及び地方公共団体と密接な関係にある外部団体までを含む「地方債残高」、「債務負担行為に基づく支出」、「実質赤字額」などが「標準財政規模」に対してどの程度になるかを表す指標です。ただし、あくまで地方公共団体が一般会計等において負担すべき額に基づいて計算しますので、特別会計や一部事務組合、第3セクターなどの設置意義や財務・経営状況等に基づいて当該会計、あるいは当該団体等自らが負担すべき部分は除いて算定します。

また、将来負担に対して、その財源とすることが見込める基金や特定財源、交付税措置見込み額などを控除して算定します。

将来負担比率の財政健全化基準は、実質公債費比率の財政健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案して **350%**とされています。なお、財政再生基準は定められていません。

【将来負担比率の特徴】

1. 算定結果

令和5年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことから、算定されませんでした。

2. 令和4年度と令和5年度の主な算定数値の増減額

① 分子となる算定数値

分子となる将来負担額は昨年度比で16億373万3千円減額となりました。項目ごとに見ると、地方債新規発行額46億151万2千円（借換債を除く）に対し、地方債償還額（元金分）49億144万8千円であったことから、地方債の現在高は2億9,993万6千円減額となりました。公営企業債等繰入見込額は12億248万2千円減額となり、これは下水道事業の地方債残高が16億5,878万8千円減額したことに起因しています。組合負担等見込額は3,406万5千円増額となっています。退職手当負担見込額は9,077万2千円減額となりました。これは、退職手当支給業務を行う組合への積立額に対し、組合からの退職手当給付額が少なかったことに起因しています。債務負担行為に基づく支出予定額の4,424万8千円減額をあわせて、将来負担額は547億2,925万1千円となりました。

充当可能財源等となる算定数値は、財政調整基金などの充当可能基金が9億2,443万1千円増額となっています。これは、合併特例債の発行ができなくなる令和8年度以降の公共施設の整備に備え、公共施設整備基金を9億6,000万円積み立てたこと等によります。充当可能特定歳入は1,476万6千円増額、基準財政需要額算入見込額は13億3,756万6千円減額となりました。

以上を合わせ、充当可能財源等の総額は638億7,268万9千円となり、昨年度より、3億9,836万9千円減額となりました。

将来負担額（547億2,925万1千円）から充当可能財源等の総額（638億7,268万9千

円)を引いた後の実質的な将来負担額は▲91億4,343万8千円(12億500万4千円減額)です。

②分母となる算定数値

標準財政規模が273億5,485万2千円(1億1,454万円増額)となり、算入公債費等の額と差し引いて225億8,010万4千円(5億5,822万7千円増額)となります。

3.現状と課題

一般会計、公営企業及び一部事務組合の地方債残高に対する基準財政需要額算入見込額の割合は91.6%となりました。令和4年度の91.7%とほぼ横ばい、高い割合で推移しています。合併以降に借入れた臨時財政対策債や合併特例債等、高い交付税措置率の地方債を優先して借入を行ってきたことによるものです。

今後も一定水準を保つものと考えられますが、交付税算入率の高い合併特例債の発行は令和7年度で終了することから、将来的には地方債残高に対する基準財政需要額算入見込額の減少が予想されます。また、公営企業の準元利償還金に対する充当財源の多くを占める下水道事業繰出金(基準内繰出分)について、その平準化と抑制が将来負担を軽くする大きな要因となることから、一般会計からの計画的な繰出しが重要となります。

※将来負担比率は現状を単純に計るのではなく、将来を見据えた財政運営の指針として捉える必要があります。

3 資金不足比率

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率（％）	事業の規模
水道事業会計	—	1,785,681 千円
下水道事業会計	—	1,703,289 千円
有明荘特別会計	—	73,835 千円
産業団地造成事業 特別会計	—	60 千円

【資金不足比率】

財政健全化法では、各公営企業の経営の健全性を判断する指標として「資金不足比率」が規定されました。

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。数値が大きいほど、経営が厳しい状況であることを表します。

「資金不足額」を「事業の規模」で除して求めますが、この資金不足額は、連結実質赤字額に計上された「公営企業会計の資金の不足額」と同じものです。

公営企業については、本来「その経費は、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない」とされていることから、資金不足比率は、公営企業毎に算出し、これをもってその公営企業の経営状況を審査します。

なお、資金不足額において、事業の性質上、事業開始後、一定期間、構造的に資金の不足する事業がある場合は、その額を「解消可能資金不足額」として控除することになっています。

「事業の規模」は、その公営企業そのものの事業規模を計る観点から「主たる営業活動から生じる収益等に相当する額」とされています。

財政健全化比率については、地方債の協議・許可制度移行基準の10%（地方財政法第5条の4第3項第2号及び同法施行令第20条・21条）の2倍の**20%**とされています。

令和5年度決算においては、全ての公営企業会計とも資金不足額は発生しませんでしたので、全会計とも資金不足比率は「－」となりました。

参考までに、黒字額を事業の規模で除して、黒字額の比率として算出すると次のようになります。

特別会計の名称	比率(%)	黒字額	事業の規模
水道事業会計	139.2	2,486,212 千円	1,785,681 千円
下水道事業会計	64.8	1,103,029 千円	1,703,289 千円
有明荘特別会計	0.0	5 千円	73,835 千円
産業団地造成事業 特別会計	1.0	60 千円	60 千円

資金不足額とは、基本的には流動負債と流動資産の差額になりますが、流動負債の方が多く資金不足額が生じていれば、1年以内の債務に対する支払い能力がないことになり、経営状況に余裕がないことになります。

逆に流動資産の方が多ければ、1年以内の債務を一時に果たしてもなお余裕があることになり、突発的な事項に対しても対処可能な経営状況と判断することができます。

それぞれの公営企業の成り立ちにもよりますが、令和5年度の決算では、全ての公営企業において余裕のある経営状況と言えます。